

# 令和 8 第 1 回七戸町議会定例会 会議録（第 3 号）

令和 8 年 3 月 1 0 日（火） 午前 9 時 5 9 分 開議

## ○議事日程

- 日程第 1 報告第 1 号 専決処分事項の報告について  
(令和 7 年度七戸町一般会計補正予算 (第 6 号))
- 日程第 2 報告第 2 号 専決処分事項の報告について  
(令和 7 年度七戸町一般会計補正予算 (第 7 号))
- 日程第 3 報告第 3 号 専決処分事項の報告について  
(令和 7 年度七戸町一般会計補正予算 (第 8 号))
- 日程第 4 報告第 4 号 専決処分事項の報告について  
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第 5 報告第 5 号 専決処分事項の報告について  
(令和 7 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 6 報告第 6 号 専決処分事項の報告について  
(令和 7 年度七戸町一般会計補正予算 (第 9 号))
- 日程第 7 議案第 1 6 号 七戸町職員等に関する旅費および費用弁償の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 8 議案第 1 7 号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 1 8 号 七戸町立公民館使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 1 9 号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 議案第 2 0 号 七戸町生活支援ハウス運営事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 2 1 号 七戸町地域ケア会議設置条例を廃止する条例について
- 日程第 1 3 議案第 2 2 号 七戸町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について (七戸町農業施設)
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 第 3 次七戸町長期総合計画基本構想の策定について
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 七戸町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 倉岡辺地に係る総合整備計画について
- 日程第 1 8 議案第 1 号 令和 7 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 0 号)

- 日程第19 議案第2号 令和7年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第20 議案第3号 令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第4号 令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第22 議案第5号 令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第6号 令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第7号 令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第25 予算審査特別委員会報告
- 議案第8号 令和8年度七戸町一般会計予算
- 議案第9号 令和8年度七戸町国民健康保険特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和8年度七戸町介護保険特別会計予算
- 議案第12号 令和8年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第13号 令和8年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
- 議案第14号 令和8年度七戸町水道事業会計予算
- 議案第15号 令和8年度七戸町下水道事業会計予算
- 日程第26 議案第27号 七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 議案第28号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ○出席議員（16名）

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	呷清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田嶋邦貴君	副町長	仁和圭昭君
総務課長	鳥谷部慎一郎君	支所長	三上義也君
企画調整課長	田中健一君	財政課長	佐藤源太君
税務課長	高田美由紀君	町民課長	向中野洋人君
保健福祉課長	西野勝夫君	介護高齢課長	金見真樹君
こどもみらい課長	澤山晶男君	会計管理者	中村陽一君
商工観光課長	佐々木和博君	農林課長	原子保幸君
建設課長	高田博範君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	森田勝博君	学務課長	附田良亮君
生涯学習課長	鳥谷部伸一君	スポーツ振興課長	井上健君
国民スポーツ大会推進課長	山田真太郎君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	田村教男君	代表監査委員	吉川正純君
監査委員事務局長	相馬和徳君	選挙管理委員会委員長	附田繁志君
選挙管理委員会事務局長	鳥谷部慎一郎君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	相馬和徳君	事務局次長	町屋さおり君
------	-------	-------	--------

---

○会議録署名議員

11番	瀬川左一君	12番	田嶋輝雄君
-----	-------	-----	-------

---

○会議を傍聴した者（4名）

---

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。  
したがいまして、令和8年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。  
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。  
これより、3月4日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
- 

○日程第1 報告第1号

- 議長（附田俊仁君） 日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

2番議員。

- 2番（中野正章君） これは地震による水道管の復旧かなと思うのですが、専決処分が12月9日ということになっています。地震はたしか12月8日だと思うのですが、すごく早いなという気がします。こういうものと言われるればそれまでですが、こういうものなのでしょうか。

- 議長（附田俊仁君） 財政課長。

- 財政課長（佐藤源太君） ただいまの質問にお答えいたします。

12月8日に発生した地震において、やはり復旧に早急に対応する必要があるということで、9日付で補正予算を組んだものでございます。

以上です。

- 議長（附田俊仁君） 2番議員。

- 2番（中野正章君） ただ、金額の確定とかというのは、やはりなかなか難しいと思うのです。そこはどうなのでしょうか。

- 議長（附田俊仁君） 財政課長。

- 財政課長（佐藤源太君） お答えいたします。

金額については、概算で計上させていただいております。

以上でございます。

- 議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

3番議員。

- 3番（山本泰二君） 地震に関連してということなのですが、二ツ森貝塚のほうでも被害があったということを知っております。どのような被害があったのか、教えていただき

たいと思います。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） 二ツ森貝塚館の被害でございますが、館内の壁に亀裂が発生しました。1階に2か所ほど発生しております。そのほか、展示の土器、あとは弘前大学郷土研究室の土器が複数床に落ちて破損しております。数にして約60個でございます。そのほか、窓ガラスの破損、枚数として16枚です。1階が6枚、2階が6枚、3階が4枚でございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第1号は原案のとおり承認されました。

---

## ○日程第2 報告第2号

○議長（附田俊仁君） 日程第2 報告第2号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 6ページの生活困窮者に対する灯油購入費助成事業補助金とか、子ども・子育て支援交付金とか、こういうのは、私たち議員に議会で説明するよりも先に、もう新聞に出ているのです。今の3月の商品券もそうなのですが、あれも新聞に既に出ていて、議会側が全然分からないうちに出ているのですが、これは議会の軽視みたいなものにつながらないですか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） まずは、皆さん、おはようございます。

今の佐々木議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおりで、こういう案件、それから物価高の商品券、議員の声をしっかりと反映していくというところでは、臨時議会なりを開いた中で、しっかりと御説明をしていくべきだと思っておりますので、今後こういう案件につきましては、そのような形を取らせていただきたいと思います。

御理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（附田俊仁君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 今後こういうことについては、臨時議会を開くなどして対策を立てていきたいということですので、その辺はきちんとやっていただきたいと思います。要望です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 同じことなのですからけれども、専決処分というのは、ものによって災害とかそういうのであれば、これはすぐやらないとならない。だけれども、基準というのは何かあるのか。というのは簡単に言えば、こうやってやるのでよかったら、何でもかんでも好きなようにやれるんじゃないのか。これからましてお米券でもそうだけれども、いろいろな形で国から自治体に補助金が出て、それをその裁量で好きにやってくださいと。佐々木議員が話ししたように、自分たちに、これはどうなっているのと、いや、私たちが知らない。議長は知っていたかと聞いたら、私も知らなかったと。そういうことってあるのか。それは何でもやってもいいものなのか。どこまでという基準がなかったら、どういう形の目安でこれからやっていくのか。同じことはまた起きるんだよ。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） 三上議員の質問にお答えしたいと思います。

基準というのは特にはないのですけれども、今言ったとおり、緊急性のもの、それから内容、金額、これがその中で今おっしゃるとおり、これはしっかりと議員の皆様にも声を聞き、それを拾った中で決めていくというものはしっかりと臨時議会を開かせていただきたいと思います。案件が一つであれ何であれ、そういうものを徹底していくことが、皆さんとの信頼関係にもなると思いますが、そのように進めさせていただきたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 町長、おかしくないでしょうか。今の説明の中だと、特に基準がないから、何をやってもいいということなんだよ。だって、そういうことでしょ。基準はないということは何をやってもいいということなんだよ。だから、さっき言った、基準がなければどういう形の目安というか、そういう形を作ってやらないことには、簡単に言えば、私はそう思ったからやったと言えばそれで終わりなんだよ。

○議長（附田俊仁君） 副町長、答弁。

○副町長（仁和圭昭君） お答えしたいと思います。

この専決処分の判断につきましては、地方自治法の中の179条、180条によるもの

の条項の中に、議会を招集する時間が、余裕がない、いとまがないと、あと、議会に委任された専決処分、軽微な案件そのものについては、専決処分の対応が図れるということになっております。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 時間が無いというのは災害は分かります。例えば商品券とかそういう形のもは、時間が無いわけではないよね。いつまでにやらなければならないという規制はないのだから、明日にするとか、そういうことではないから。だから、自分が生活するためにどうなるのかという災害は分かります。でも、条例には時間が無いと。では、このプレミアム付商品券でもなんでも、これは時間がなかったのか。そんなわけないよね。そんなに緊急性はなかったはずだよね。お金を配るのは、別に1か月、2か月ずれたからって、それで死活問題に関わるわけではないよね。理屈つけると何でも時間が無いからといって、緊急性も何もないでしょ。それはそうすればどうなるのか。いくら条例の中でそうあっても、緊急性は何もないでしょ。

何か答弁してください。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

今、三上議員が言うとおりの、いろいろ時間の問題。ただこの商品券、今おっしゃるとおり、私はこれからきちんと臨時議会を開いて、議員の声を聞く必要があるというふうに思っております。ただ、商品券は緊急の生活困窮の対策事業の一つでもあったものですから、例えば3月、4月の転入転出時期、例えばそういうのも含めた中で、なるべく早く交付したいという思いもありましたので、だから専決したのがいいというわけではありませんけれども、ただ一つそういう基準もあったということでもあります。

いずれにしても、これから今おっしゃるとおり、しっかりとした中で、臨時議会なりを開いて進めていきたいと思っておりますので、御理解ください。よろしく申し上げます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤章君） 今の双方のやり取りを聞いて、私は感じたことがあります。町長にお伺いするのだけれども、要するに公式であれ非公式であれ、町長サイドと議員サイドの交流が少ないのではないかなと思います。例を挙げれば、あなたが当選してから何人の方が町長室に行って、行政に関わることでお話するとか、そういう機会がありましたか。あったら、何回ぐらいで、何人ぐらい来たかというのが、記憶にあったらお知らせ願いたい。

○議長（附田俊仁君） 8番議員、今のは、なしでお願いします。

2番議員。

○2番（中野正章君） 今の件ですけれども、やはり町民は、補助金とかこういうのに、ある意味、悪い言葉で言えば目ざといというか、新聞では早い段階から八戸市で幾らやった、やるとか、そういうのが新聞で出ました。去年の早いというか、年末にも出て、それ

で七戸町はどうかというふうには聞かれる。でも全然話はまだないとか、そういう感じだから、方針だけでも分かれば話しようがあるけれども、方針も分からない、何も分からない。そうすると私たちが仕事してないと思われるし、そこら辺を考えて、どういう手段でも、まずメールでもなんでもいいけれども、まずこういう方針はあるよと。逆を言えば、他の自治体をみても、分からないけれども、早すぎるなど思うのですよ。あちらは結局、調整基金があって、それを使って出したりしている部分もあると思うのだけれども、国から実際に来る前にやっている部分もあるのだけれども、こちらのほうはきちんと来てからやるからちょっと遅れるみたいな話し方はしたりするのだけれども。やはり方針というものを、私たちに早い段階で教えていただければ、話しようもあるかなという気がします。

○議長（附田俊仁君） 要望でよろしいですか。

○2番（中野正章君） はい。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

12番議員。

○12番（田嶋輝雄君） 専決という捉え方が、それぞれ同じ議員の中でも違うと思うのです。例えば緊急性は、行政側のほうで緊急性があるといえ、それはそれなりに予算化すると。我々は、何でそこまで緊急性のないものを議会を通さないのかと、議会があったときに通せばいいのか、臨時議会があったときにやったほうがいいかと、そういう認識の差があると思うのです。そこで、先ほど2番議員が言ったように、こういったときに、そういった指針というものをしっかりと決めた中でやれば、そういった誤解もある程度薄れるのではないかなと、私はそう思うのです。

そして、臨時議会にしても即やるというのは、やはりそれなりに、1件で臨時議会というわけにもいかないところもあると思うのです。そういった意味では、時間をちょっとずらしながら遅れるかも分からないけれども、臨時議会を開く、あるいは議会に上程する、そういうスタイルの中で、まずきちんとしたというか、それなりの方針を決めていただければ、我々もその認識が共有できるのではないかなと、私はそう思います。

答弁は要りません。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

9番議員。

○9番（听 清悦君） 今いろいろ出た意見を基に、要は議員と町側の情報共有の在り方が問題なのかなと思っています。実際、専決処分、軽微なものとか急ぐものというときに、町長が判断する前に、先ほど2番議員も言ったみたいにメールとかLINEとか、情報を一瞬で共有する道具はあるので、議会事務局を通じて、今こういう案件について、いつまでに採決というか、判断したいというので、先に議員だけにでも一報流して、何かあったら意見くださいというふうにして、何もしなければそれでいいという判断でやることは、実際問題あるのか伺います。その一工程を入れるのは問題が何かあるのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。臨時議会、議会の招集は私です。ですので、私の判断で招集がかかることになるので。

9番議員。

○9番（昴 清悦君） 今、議長の意見があったので、言い直します。

議長を通じて、そういった情報の共有を図ることは可能なのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

それは可能だと思います。

先ほど2番議員も言った、やはりある程度の方向性を示せるのであれば、臨時議会を開くにしても、そういう流れをもしできるのであれば、そういう方向を取っていけば、先ほど言った、より話が見えていくということにつながると思いますので、そういう対応を取ってまいりたいと思います。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第3 報告第3号

○議長（附田俊仁君） 日程第3 報告第3号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第3号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第4 報告第4号

○議長（附田俊仁君） 日程第4 報告第4号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第4号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第5 報告第5号

○議長（附田俊仁君） 日程第5 報告第5号専決処分事項の報告について（令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第5号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第6 報告第6号

○議長(附田俊仁君) 日程第6 報告第6号専決処分事項の報告について(令和7年度七戸町一般会計補正予算(第9号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第6号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○日程第7 議案第16号

○議長(附田俊仁君) 日程第7 議案第16号七戸町職員等に関する旅費および費用弁償の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

○日程第8 議案第17号

○議長(附田俊仁君) 日程第8 議案第17号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○日程第9 議案第18号

○議長(附田俊仁君) 日程第9 議案第18号七戸町立公民館使用条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番議員。

○2番(中野正章君) 中身を少しですけれども読めば、今まで館長とあったのが教育委員会という名前に変わるということですから、公民館を借りるときとか手続上変わるとか、ちょっと面倒になるとか、そういうことはありますか。

○議長(附田俊仁君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(鳥谷部伸一君) こちらの今回の改正で、館長から教育委員会にした理由ですが、現状の事務に合わせたものでございます。例えば、減免の許可など、館長、課長が判断しているのではなくて、上司である教育長に伺い、決裁をいただいておりますので、借りる場合の事務が煩雑になるとか、町民の方が何か御面倒なことになるということはありません。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） もう一つ、分館というのが地域にあるわけですけども、分館というのは公民館のある意味支所とかそういうニュアンスがあると思いますが、その中で何か変わるところはありますか。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） 分館が、公民館を使用するとかというので、今回の条例改正で変わる部分はありません。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 今言ったのは、分館が借りるというよりも、地域にも集会所とかがありますよね。それは分館で管理したりしているところもあると思うんですけども、例えて言えば、そういう地域の集会所の利用とかそういう点で変わるところはありますか。地域の集会所です。

○議長（附田俊仁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鳥谷部伸一君） その部分で変わる部分は、今回の改正ではございません。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第10 議案第19号

○議長（附田俊仁君） 日程第10 議案第19号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより、本案について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ○日程第11 議案第20号

- 議長(附田俊仁君) 日程第11 議案第20号七戸町生活支援ハウス運営事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより、本案について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。
- 

#### ○日程第12 議案第21号

- 議長(附田俊仁君) 日程第12 議案第21号七戸町地域ケア会議設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第13 議案第22号

○議長(附田俊仁君) 日程第13 議案第22号七戸町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第14 議案第23号

○議長(附田俊仁君) 日程第14 議案第23号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(七戸町農業施設)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第15 議案第24号

○議長(附田俊仁君) 日程第15 議案第24号第3次七戸町長期総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番(昕 清悦君) 基本構想の2ページですけれども、「一まちの将来像—ともに育み 未来へつなぐ 田園文化都市しちのへ」という文言ですが、この「ともに育み」の「ともに」というのが今まで気にしたことはなかったのですけれども、物すごく今回引っかかります。なぜかという、下に詳しく書いていますけれども、庁舎の件について、もう約2年9か月、説明会のときからずっと毎回言ってきましたけれども、この「ともに」の中に私が入っていないような感覚を受けるのです。いろいろな考えを言ったときに、町にはその考えがありませんという答弁がありますので、正確にここを書こうと思うと、町の考えに賛同する人とともにとか、今は関係人口というのもありますから、東京にも七戸町を応援している団体もありますから、それに例えば観光交流センターの喫茶コーナーであっても、なるべく町民からではなくても……

○議長(附田俊仁君) 9番議員、簡潔にお願いします。

○9番(昕 清悦君) そういうのもあるので、ここは正確に言えば、そういう文言、書きにくいでしょうけれども、私はそう感じます。

気持ちは分かりますけれども、書いているとおりになっていないということを、まず一つ伝えて終わります。

○議長(附田俊仁君) 質問はいいですか。

○9番(昕 清悦君) では、質問します。

第2次、第3次と計画というのはつながってくるわけですがけれども、第2次、第3次の書かれているのをずっと読んでいったときに、役場新庁舎建設計画というのはどの文書とどれをどう組み合わせれば出てくるものなのか伺います。

○議長(附田俊仁君) 9番議員、私、理解できないのだけれども、何が言いたいのですか。質問をもっと明確にしてください。

○9番（**听 清悦君**） 長期総合計画が上位計画であって、いろいろなものがそれを基に施策、事業を組まれて行われるわけですがけれども、今、大きい事業の役場新庁舎建設というものは、この長期総合計画のどの大本のものが基になって上がってくるのかというのをまず伺います。

○議長（**附田俊仁君**） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時34分

○議長（**附田俊仁君**） 休憩を取り消し、会議を開きます。

9番議員。

○9番（**听 清悦君**） 聞き方が分かりにくいということですがけれども、全て町が行うことは、上位計画の長期総合計画に基づいていることだと思うので、今、一例として庁舎の話を書きました。ほかのことも元をたどっていけば、この長期総合計画のどれかから来て、この下にある計画、それからいろいろ事業がくるわけですがけれども、今、一例として分かりやすく役場新庁舎建設というのは、この長期総合計画、もう3期に入るわけですから、建設というものは。その場合、この中の根拠となるものは、どれを参考にすればいいのか伺います、大きいところの計画で。

○議長（**附田俊仁君**） 企画調整課長。

○企画調整課長（**田中健一君**） お答えいたします。

基本構想の5ページを御覧いただきたいと思います。

これは、「まちづくりの分野共通の考え方」ということで、これは第2次にはなかった第3次に新しく取り入れたものですがけれども、これで全ての分野における共通の考え方ということで、（1）将来を見据えたコンパクトなまちづくり、（2）新たな拠点を中心としたまちの賑わいづくり、（3）持続可能な地域づくりというのを全ての共通分野、目標として取り入れております。これに基づいて右側のページにありますとおり、基本施策、施策方針につながっていくわけですがけれども、これを達成するために新庁舎の建設というのも、計画なり構想というのが出てくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（**附田俊仁君**） 9番議員。

○9番（**听 清悦君**） その5ページの上のほうに、「全国的に少子高齢化・人口減少が進展する中」という言葉があるわけですがけれども、この計画の中で、その人口減少対策というのが重要な課題なのだと、それについてはどう取り組むかというのでいうと、そこはどこが特に強調されている部分なのか。いろいろと言ってきましたけれども、そこが非常に見えにくい。だから、そういったことに対する取組も当然弱くなるので、今現在の七戸町の状況があるという私の分析でしたけれども、この計画もそういう点で弱いのです。最重要計画に取り組むという覚悟とか、そういったものが見えにくいので、私が今気にしているところというのは、どこを見ればそれが分かるように書いているのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 企画調整課長。

○企画調整課長（田中健一君） お答えいたします。

この長期総合計画というのは、あくまでも町の将来像とか目標というものを掲げた構想であります。ですから、これに基づいて町の総合戦略なり様々な計画というのが作成されることとなります。ですので、この長期総合計画において、人口減少対策、庁議員おっしゃるとおり、数値とかいろいろというお話をされましたけれども、これはあくまでも将来像、町の目指すべき姿というのを作成したものですので、これに基づいて総合戦略などでの人口減少対策が行われるというふうな形で理解していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（附田俊仁君） 9番議員、よろしいですか。

ほかにございますか。

1番議員。

○1番（藤井夏子君） 長期総合計画基本構想案の15ページになります。基本施策7のところですか。これは1項目について町長にぜひお考えをお聞かせ願いたいと思います。

「人と地域がともに歩むまちづくり」というところです。この計画の全体を拝見いたしました。以降10年、まちが目指すべき道というのを、縛りすぎることなくしっかりとベースを支えてくれるような計画となっているなど感じました。

この施策7についてですけれども、人口の絶対数が減っています、今は。近隣市町村との連携も今後大変重要になってくるかと思えます。町で実施している移住・定住に特化した事業に力を入れることも非常に重要かとは思いますが、既存の事業に係る制限を緩和したりですとか、なくしていくことも非常に大切になってくるかなと思えます。

町民の益を最優先するということを大前提として、町に関わってもらうその第一歩のハードルを越えるために、関係人口を増やすために窓口を大きく開いておくことが大切かなと思うのですが、このことについて、町長がどのような熱量でお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（田嶋邦貴君） お答えします。

施策7についている、いわゆる連携・協働・行財政一体というところの中で、今言うような既存のものの緩和も当然必要だろうし、それと、住民がいろいろなものに入りやすい、参加しやすい、参画しやすい、これをまず進めていきたいと思えます。そのことによって、関係人口にもつながっていくと思えますし、そのことによって、制度を変えるのであれば、それもまた変えていくという中で、今言うように、まちづくりということで、地域の中で座談会も開いていきます。その中でも声を聞きながら、それを反映させていくというような取組もしていきますので、一体となる取組をさらに強めていきたい、そう考えています。

○議長（附田俊仁君） よろしいですか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時48分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

議事に戻ります。

ほかにごぞいますか。

13番議員。

○13番（三上正二君） 今の15ページになるのかな。要するに、公民館の使用とか、そういうことについて。

1番議員がいいことを話して、もう少し話しすると思ったけど止めたから、付け足して、私なりに感じたことを話します。

少子化問題、それから結婚とかそういう形で委員会でもいろいろな問題になってるけれどもなかなかまとまらない。だけれども、例えば、趣味の世界、極端に言えばスポーツクラブなどもそうだ。広域でやるとか、それでなかったら、十和田市とか他市町村まで越えた形のコミュニティーがある。そこで出会いなわけよ。そういう意味から考えるならば、この公民館の使用というのも、どういう規制がどういうふうになればいいか分からないけれども、もっと広げたほうがいいのではないかな。そうすれば、出会いでわざわざ結婚相談所とか、そういうところと組むとか、そういうのはやらなくても、自然とそういう形でコミュニティーが生まれれば、当然そこで男女の出会いもあったり、いろいろな紹介があったりして、そういうふうになると思うんだよ。そういうふうなことが大事かなと思った。だから、全てのものがいろいろな形の中でコミュニティーづくりが大事だと。例えば、この前も話したとおり、消防団の団員を増やすのもコミュニティーが関係して増えているところもある。それがなければ駄目だと。また、この議会の中で、今日これが終わってからの慰労会というのもあるけれども、その席で課長方と話すというのはコミュニティーの場所なわけだ。全員参加するか、しないか分からないけれども、もし参加しないと私たちはどこでコミュニティーを取ればいいのか、この議場で質問するしかないのです。そうなれば、この中では議事録を取られるけれども、コミュニティーでやるのであれば、いろいろな形の中で話したのは議事録は何もない、忌憚なく話して、これがコミュニティーだと思うんだよ。そういう意味でも、公民館の利用というのは、もっと地域を越えた形で、町民が一番大事だよ。けれども、少子化とかそういう形で考えるならば、そう考えたほうがいいと思うのだけれども、どうでしょうか。これは生涯学習課長か、町長か、どなたか答弁をお願いします。

○議長（附田俊仁君） 教育長、答弁。

○教育長（森田勝博君） 三上議員のおっしゃるとおりです。

現在でも公民館の活用に関してはいろいろな団体が扱っていて、そこでコミュニティーができております。それは七戸町民に限ったものではないですし、また、総合アリーナの

ほうも、たまたまなのですけれども、十和田市のほうが今工事中ということで、十和田市のいろいろなスポーツ団体が来て利用しています。もちろんそれには七戸町の住民も参加しています。そういう中でいろいろ交流が進んでいくということは非常に大事なことです。公民館の祭りとかそういったもの等を通して、多くの方がこの七戸町を利用できるようにと考えております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） ありがとうございます。

町を越えた形の中で例えば六戸町でも三沢市でもどこでもいい。そういう県内の形の中でというのは、なかなかこっちで簡単にできることではない。だけれども、町そのもののそういう形を県とでもいいのかな。そういうのをやりましょうという声かけしながらやっていけば、さらにこれは進むと思います。そうしなければ、婚活もなかなかうまくいかないし、少子化も対応できないと思います。そういう意味でお願いします。答弁は要りません。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

9番議員。

○9番（听 清悦君） 今朝の東奥日報の記事で、おいらせ町の現町長が3月25日までということですがけれども、3期12年務めた。おいらせ町は20年間で人口が1.6%しか減っていないで、細かくは見ていませんけれども、結果を見る限り、何かしらの努力があったのかなと思っておりました。また、私は興味を持っています。

その中に、職員に対しては、自分の家の家計を考えるように町のことも考えるようにということを書いてきたとか、そして、将来の人たちが何かあったときのためにということで、自分が町長になったときに10年基金を増やした。それから、新しい建物を建てないで我慢してきたというようなことが載っていました。

そのようなことから、私は、人口減少、特に子どもがたくさん生まれてにぎやかな町にしたいという思いは強くて、それがこの上位計画の中に力強く示されてほしいというのが私の願いでした。後期については、そういった意見を踏まえて見直すという回答をいただいていますので、それを期待しておりますが、現時点では、そこは私としては物足りない点があるというところから、これが大幅に見直されて、いい長期計画になっていくことを

期待して、今回は、私の判断でどうしても納得できない部分が多かったので、反対といたします。

○議長（附田俊仁君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番議員。

○1 番（藤井夏子君） 第3次七戸町長期総合計画基本構想について、賛成の立場から発言いたします。

この先10年間、町がどのような成長を遂げていくのか、誰にも分からないところではありますが、先ほど申し上げましたように、町が目指すべき道というのを縛りすぎることなく、しっかりとベースを支えてくれるような計画となっていると感じました。関係人口の増については、特に期待をしておりますという言葉は添えさせていただきまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（附田俊仁君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。本案の採決は、起立採決といたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（附田俊仁君） 起立多数です。御着席ください。

したがいまして、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第16 議案第25号

○議長（附田俊仁君） 日程第16 議案第25号七戸町過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○日程第 17 議案第 26 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 17 議案第 26 号倉岡辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

11 時 10 分まで。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

○日程第 18 議案第 1 号

○議長（附田俊仁君） 日程第 18 議案第 1 号令和 7 年度七戸町一般会計補正予算（第 10 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

12 ページから 18 ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳出に入ります。

19 ページ、1 款 1 項 1 目議会費から 23 ページ、2 款 6 項 1 目監査委員費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、23 ページ、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費から 28 ペー

ジ、6款2項2目林道維持管理費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 次に、28ページ、7款1項1目商工総務費から35ページ、13款2項9目下水道事業債償還基金費まで、発言を許します。

3番議員。

○3番(山本泰二君) 29ページ、駅周辺施設管理費、関連して伺います。

イオンのところに山車小屋があるわけですが、あそこの照明の電柱がボキッと折れています。これはどうやらイオンの除雪で折ったという話を聞いていますが、そのいきさつが分かったら教えていただきたいのと、あれはかなり大きな問題ではないかと思うのです。たまたま事故として被害、電柱が折れただけで人身事故にもつながらず問題はなかったのですが、あれがもし駐車している車にぶつかったり、人にぶつかったとなったら大きな問題だと思います。そこに関して、どのようなやり方をしていたのか、あるいは、今後どういう形でそれを安全にやっていくのかということの申入れをしているのか、その辺りのことを伺いたいと思います。

○議長(附田俊仁君) 商工観光課長。

○商工観光課長(佐々木和博君) お答えします。

そちらの案件について、倒れたということで報告は受けておりますけれども、経緯については、すみません、手元に資料がないので、後ほど御報告したいと思います。

以上です。

○議長(附田俊仁君) ほかにございますか。3番議員、よろしいですか。

3番議員。

○3番(山本泰二君) 今も申し上げましたが、本来であればかなり大きな問題になるのかなと思います。この辺り、今後の対応も含めて、調べていただきたいと思います。後の報告でいいと思います。

○議長(附田俊仁君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時13分

○議長(附田俊仁君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

建設課長。

○建設課長(高田博範君) ただいまの質問に、建設課からお話ししたいと思います。

あちらの除雪は、イオンの除雪の委託業者でございます。また、電柱もイオンで建てた電柱でございますので、建設課に一応電柱を倒しましたという報告は来ていましたけれども、物も、それから委託業者も全部イオンで頼んでいるものでしたので、そちらに報告をして、そちらで対応するようという形でやっておりましたと記憶してございます。

以上でございます。

○議長(附田俊仁君) 3番議員、よろしいですか。

3番議員。

○3番（山本泰二君） 確認です。あれはイオン、照明もイオンのものということですか。分かりました。

あと、今後の対応なりを教えてくださいたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 私有地、私有物なので、町は関与できない案件と思われますので、御了承ください。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第19 議案第2号

○議長（附田俊仁君） 日程第19 議案第2号令和7年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第20 議案第3号

○議長（附田俊仁君） 日程第20 議案第3号令和7年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第21 議案第4号

○議長（附田俊仁君） 日程第21 議案第4号令和7年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより、本案について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第22 議案第5号

○議長（附田俊仁君） 日程第22 議案第5号令和7年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより、本案について採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第23 議案第6号

○議長（附田俊仁君） 日程第23 議案第6号令和7年度七戸町水道事業会計補正予算（第6号）を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
水道事業会計全般にわたり、発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第24 議案第7号

○議長(附田俊仁君) 日程第24 議案第7号令和7年度七戸町下水道事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

下水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第25 議案第8号から議案第15号まで

○議長(附田俊仁君) 日程第25 議案第8号令和8年度七戸町一般会計予算から議案第15号令和8年度七戸町下水道事業会計予算までの予算案、8議案を一括議題といたします。

本8議案については、去る3月3日の本会議において、予算審査特別委員会に審査、付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より、審査の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長(田島政義君) 予算審査の御報告をいたします。

3月3日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました、議案第8号令和8年度七戸町一般会計予算から議案第15号令和8年度七戸町下水道事業会計予算までの8議案について、3月6日と9日の2日間にわたり、慎

重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げます、委員長報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

議案第8号令和8年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号令和8年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号令和8年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号令和8年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号令和8年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号令和8年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号令和8年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号令和8年度七戸町下水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

#### ○日程第26 議案第27号

○議長（附田俊仁君） 日程第26 議案第27号七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

#### ○日程第27 議案第28号

○議長（附田俊仁君） 日程第27 議案第28号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより、本案について採決いたします。  
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第28号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○閉会宣告

- 議長(附田俊仁君) 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。  
これをもって、令和8年第1回七戸町議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午前11時30分

以上の会議録は、事務局長相馬和徳の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和8年3月10日

上北郡七戸町議会議長

議 員

議 員